平成２３年（フ）第３０５号
東京都足立区梅田１丁目31番５　カワムラ荘201号、住民票上の住所愛知県西尾市一色町坂田新田小家前38番地
債務者　伊藤哲太郎
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
金沢市寺中町イ72番地26
債務者　川端　由美（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　明子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６６５号
広島市中区舟入本町15番20―301号　マキムラビル
債務者　的場　静男
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５３号
秋田県横手市南町25番４号　臼井アパート11号
債務者　藤原　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２６９号
函館市千代台町15番19号
債務者　山岸　恭男
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７３号
北海道北斗市本郷８番地
債務者　渡邉　國好
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７４号
函館市本通１丁目19番５号
債務者　入船弘二朗
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
和歌山県田辺市上秋津1644番地の16
債務者　鈴木紀美子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第９０６号
さいたま市見沼区大字大谷1974番地１　28―305
債務者　米井　雅美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―７―208
債務者　元木もと子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―７―208、旧住所埼玉県上尾市大字壱丁目454番地６
債務者　元木　強司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８６号
さいたま市見沼区大字新堤76番地10
債務者　宮内　溶子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１００４号
埼玉県川口市並木４丁目22番６―104号　プレディオ
債務者　八木下百合子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
埼玉県春日部市豊野町１丁目18番地27
債務者　國分　　清
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1682番地１
債務者　鎌田　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1682番地１
債務者　鎌田　隆子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係